

※ 地域女性活躍推進交付金が計上されている予算案は、現在国会において審議されています。現時点では、政府案を前提とした準備行為であり、今後、変更がありうることに留意ください。

地域女性活躍推進交付金公募要領

第1 交付金の目的

地域女性活躍推進交付金（以下「本交付金」という。）は、都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）が、地域の実情に応じて行う女性の活躍推進に資する取組を支援することにより、地域における関係団体の連携を促進し、地域における女性の活躍を迅速かつ重点的に推進することを目的とします。

第2 本交付金の対象となる事業

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）第6条第1項の規定に基づく都道府県推進計画又は同条第2項の規定に基づく市町村推進計画の策定又は策定に先行して行う、推進計画に位置付けられ、又は位置付けられる見込みの事業であり、地域における関係団体・企業等が連携した上で行う、次に掲げる取組を実施するための事業（以下「本事業」という。）を交付の対象とします。なお、本事業においては、1から3までの全ての取組を実施していただくことが必要です。（ただし、2に掲げる取組例は、あくまで事例であり、交付金の目的に沿って、地域の創意工夫により自由に提案していただくことが可能です。）

また、事業の実施に当たっては地域女性活躍推進交付金実施要領（以下「実施要領」という。）第5に規定する要件を満たす必要があります。

なお、平成29年度予算及び平成29年度補正予算に係る事業は、本交付金の対象となる事業のうち、早期着手及び政策連携により早期に効果が見込まれるものを対象とします。

- 1 域内における女性の活躍推進に関する施策についての実施計画の策定
- 2 1の実施計画に基づく女性の活躍推進に資する取組の実施

【取組例】

(1) 地域における女性の職業生活における活躍推進のための取組

- ア 女性登用の目標を掲げて取り組む企業の募集・公表・顕彰等の企業の自主的な取組を促す仕組みの構築
- イ 女性の管理職への登用を促進するための中小企業の経営者や人事労務担当者を対象としたセミナーの開催
- ウ 管理職を目指す女性を支援するためのキャリアアップ研修の開催
- エ 女性が今後のキャリアプランを考えるための分析ツール（分析シート等）の作成
- オ 女性の起業・創業や事業継続を支援するための相談会や、企業とのマッチングイベント等の開催
- カ 様々な分野で活躍する女性のロールモデル情報の提供（産業界で活躍する研究者・技術者などの理工系女性のロールモデルの提示等）、メンター制度の創設
- キ 男性の働き方改革を含め職場全体の意識改革等に取り組む男性リーダーや男性管理職のロールモデル等の情報発信（組織トップによる「地域版男性リーダーの会（仮称）」などを通じた情報発信等）

- ク 女性の起業、就業等を支援するための男性向け料理（おとう飯）教室の開催等
- (2) 女性活躍推進のためのワンストップ支援体制の整備に向けた下記の事業
 - ア 必要な人に分野横断的な情報（就労、起業・創業、子育て支援、教育、福祉等）を提供するワンストップ相談窓口の設置
 - イ 活躍したい女性の掘り起しから、学び直し、キャリア形成、活躍を得た後の支援まで、活躍のステージ、時間軸に応じた総合的な支援の実施
- (3) 女性活躍推進法に基づく協議会等を活用した継続就業を支援する仕組みづくり
 - ア 育休代替要員の確保等による中小企業等における育児休業の取得促進に向けた仕組みづくり
 - イ 地域のニーズを踏まえ、女性が継続就業しやすい環境づくりの検討、試行
- (4) 地域における女性の職業生活の活躍に関連して、必要となる地域における女性活躍に関連する事業のうち、(1)～(3)の取組と併せて実施するもので、先進的、先駆的なもの
 - ア 育児・介護等の経験をいかした地域活動への参画等の取組
 - イ 地域防災において女性のリーダーシップを推進するための取組

等

3 1及び2の実施による効果の検証及び今後の課題の整理

第3 応募団体の要件

本事業の応募団体は都道府県とし、実施主体は都道府県又は市町村とします。都道府県又は市町村にあっては、当該団体における男女共同参画計画を既に策定している又は策定することが確実であって、かつ、地域経済団体、地域金融機関、農林水産団体、国の機関、教育機関、NPO等と連携して本事業を実施してください。

なお、都道府県は、事業を円滑に実施するため市町村と協力し、事業成果が域内に広く周知されるよう努めてください。

また、市町村においては、地域における経済活動の広がりを踏まえ、原則、他の地方公共団体と連携して本事業を実施してください。

第4 交付金の交付額

1 平成29年度予算

本交付金の交付額は、都道府県事業は1,000万円を、市町村事業は政令指定都市は1市につき500万円、それ以外の市町村は1市町村につき250万円を上限とし、事業費の2分の1を交付します。

平成29年度予算に係る事業は、本交付金の対象となる事業のうち、早期着手及び政策連携により早期に効果が見込まれるものを対象として、予算の範囲内で交付します。

2 平成29年度補正予算

本交付金の交付額は、都道府県事業は1,000万円を、市町村事業は政令指定都市は1市につき500万円、それ以外の市町村は1市町村につき250万円を上限とし、事業費2分の1を交付します。

平成29年度補正予算に係る事業は、本交付金の対象となる事業のうち、早期着手及び政策連携により早期に効果が見込まれるものを対象として、予算の範囲内で交付します。

3 平成30年度予算

本交付金の交付額は、都道府県事業は1,000万円を、市町村事業は政令指定都市は1市につき500万円、それ以外の市町村は1市町村につき250万円を上限とし、事業費の2分の1を交付します。

第5 事業実施期間

1 平成29年度予算

本事業の事業実施期間は、財政当局の承認を得ることを前提として、交付決定日から平成31年3月31日までとします。

2 平成29年度補正予算

本事業の事業実施期間は、財務当局の承認を得ることを前提として、交付決定日から平成31年3月31日までとします。

3 平成30年度予算

本事業の事業実施期間は、交付決定日から平成31年3月31日までとします。

第6 交付金の交付の対象となる経費

交付金の交付の対象となる経費は、第2に掲げる事業の実施に直接必要となる経費のうち、別表に定めるものとしますが、以下の点に御注意ください。

1 申請に当たっては、所要事業費を算出いただきますが、実際に交付される交付金の金額については、交付対象経費等の精査により減額することがあります。

2 本事業により収益が生じた場合は、その収益に相当する額を減額して交付します。

3 申請額は千円単位で計上することとします。

4 本交付金の支払は、事業終了後の精算払を原則とします。

第7 交付金の交付対象とならない経費

1 事業実施に直接関連のない経費

2 交付金の交付決定前に支出される経費

3 事業実施期間中に発生した事故・災害の処理のための経費

4 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 ※

(※ 補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいいます。)

5 事業終了後も利用可能な汎用性の高い備品に係る経費

6 本事業以外に国、地方公共団体等から財政的支援を受けている取組に係る経費(ただし、本事業部分とその他財政的支援を受けて実施する事業部分の明確な区分がなされ、一体的に実施することで相乗効果が期待される場合は、この限りではない。)

第8 申請書類の作成及び提出

本事業への応募を希望する都道府県は、以下の申請書類を作成し、提出期限までに下記の提出先に送付してください。

1 申請書類

(1) 【別紙様式】地域女性活躍推進交付金事業実施計画書(以下「計画書」という。)
(紙媒体:3部)

- (2) 関係する添付書類（紙媒体：3部）
- 2 提出期限
平成30年2月20日（火）17時（必着）
- 3 提出先
〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1
内閣府男女共同参画局総務課（交付金担当）
- 4 本事業の内容、申請書類の作成等に関する問合せ方法
お問合せは、メール又はFAX（メールアドレス jyosei.koufukin@cao.go.jp、FAX 03-3581-9566、A4、様式自由。お名前、所属、電話番号を明記し、「内閣府男女共同参画局総務課（交付金担当）宛て」としてください。）にて受け付けます。受け付け後、総務課から電話で御連絡します。なお、3日（土日祝日を除く）以上経過しても総務課から連絡がない場合は、お手数ですが総務課（TEL 03-6257-1355）までお問い合わせください。なお、来訪によるお問合せは御遠慮ください。
- 5 申請書類提出に当たっての注意事項
 - (1) 計画書は、様式に沿って作成してください。
 - (2) 申請書類の虚偽の記載、不備等がある場合は審査対象外となる場合があります。
 - (3) 要件を有しないものが提出した申請書類は、無効とします。
 - (4) 申請書類の作成及び提出にかかる費用は、応募団体の負担とします。
 - (5) 申請書類の提出は、原則として郵送又は宅配便（バイク便を含む。）とし、やむを得ない場合には、持参も可としますが、FAX又は電子メールによる提出は受け付けません。
 - (6) 提出後の申請書類については、原則として、資料の差し替え等は不可とし、採用、不採用にかかわらず返却はいたしません。
 - (7) 申請書類は「地域女性活躍推進交付金実施計画書在中」と封筒の表に朱書きの上、書類一式を入れて提出してください。
 - (8) 提出書類については、秘密保持に十分配慮するものとし、応募審査以外には無断で使用いたしません。
 - (9) 申請書類提出後に、申請書類の電子媒体を電子メールで提出してください。

第9 審査ヒアリング

計画書の審査に当たり、必要に応じて申請者からの申請書類の内容についてヒアリングすることがあります。

第10 交付金交付候補者の選定

1 審査の手順

提出された申請書類について、総務課等において書類確認、事前整理等を行った後、選定審査委員会において、2の審査の観点から、3の審査の基準に基づき審査を行った上で、予算の範囲内で、本交付金の交付を受け得る都道府県（以下「交付金交付候補者」という。）を男女共同参画局長が選定します。

なお、書類確認においては、提出された申請書類の内容等の確認及び当該公募要領に基づく応募要件を満たしているかの確認を行い、必要に応じて申請者に問合せをさせていただきます。なお、応募要件を満たしていないものについては、以降の審査の対象から除外します。

2 審査の観点

審査は、採択要件に関する取組内容など、事業内容、実施方法及び事業の効果等を

勘案して総合的に行います。

3 審査の基準

事業内容、実施方法及び事業の効果については、以下の項目について審査するものとします。

(1) 交付金の目的に沿った効果の発現性

地域における現状や課題を踏まえて、地域の実情に応じて行う女性の活躍推進に結び付く効果的な取組が実施されることにより、地域における女性の活躍の迅速かつ重点的な推進に資するものとなっているか。

(2) 事業の新進性、新規性

地域の発意に根差した先導的な事業としての先進性、新規性があるか。

(3) 効果的な実施計画の策定、事業実施環境の整備

事業効果の発現が期待できる具体的な実施計画となっているか、事業の実施に当たり、連携する関係団体・企業等間の役割分担が明確になっており、事業成果の出る連携体制となっているか。

(4) 事業成果の波及性

事業成果の地域内の他団体又は他地域への波及が期待できるかどうか。

(5) 事業効果の継続性

事業実施後も、持続的な活動として地域に定着することが見込まれるか。

4 審査結果の通知

申請者より提出された計画書が選定された場合は採択通知書を、不採択の場合は不採択通知書を申請者宛てに発出します。

採択通知書の発出に当たっては、審査結果に基づいて、交付申請等に当たり内容を修正すること等の条件を付すことがあります。

なお、採択通知書は、申請者に対し、交付金交付の候補者となった旨お知らせするものであり、交付金の交付は、別途、必要な手続を経て正式に決定されることとなります。

採択通知書を受けた方の辞退などがあった場合は、これに伴い、不採択通知書を受けた方に採択通知書を通知する場合があります。その際は、事前に該当する方に御連絡いたします。

5 留意事項

(1) 交付金交付候補者については、内閣府男女共同参画局ホームページで公表します。

(2) 選定審査委員会の議事及び審査内容については、非公開とします。また、交付金交付候補者の決定に係わる審査等の経過、審査結果等に関するお問合せにはお答えできませんので、あらかじめ御了承ください。

第11 交付決定に必要な手続等

交付金交付候補者は、国の指示に従い速やかに、地域女性活躍推進交付金交付要綱(以下「交付要綱」という。)に基づき、交付金の交付を受けるために提出することとなっている交付申請書を指定する期日までに提出していただきます。交付申請書を審査した後、問題がなければ交付決定通知を発出します。

なお、交付申請書の内容については、審査結果等に基づいて修正していただくことがあります。

第12 今後のスケジュール(予定)

1月22日(月) 公募開始(内閣府)

2月20日(火)	公募締切(内閣府)
3月中旬	審査結果の通知(内閣府)
3月下旬	交付申請書の提出(交付金交付候補者)
3月下旬	平成29年度予算及び平成29年度補正予算交付決定通知の発出(内閣府)(決裁終了次第)
4月上旬	平成30年度予算交付決定通知の発出(内閣府)(決裁終了次第)

第13 都道府県及び市町村の責務等

都道府県及び市町村は、事業の実施及び交付される交付金の執行に当たって、以下の条件を守っていただきます。

1 事業の推進

都道府県及び市町村は、交付要綱及び実施要領等を遵守し、事業全体の進行管理、事業成果の公表等、事業の推進全般についての責任を負っていただきます。特に、交付申請書の作成、計画変更に伴う各種承認申請書の提出、報告書の提出等については、適時適切に行ってください。

2 交付金の経理

- (1) 都道府県及び市町村は、交付を受けた交付金の経理に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び同法施行令等に基づき、適正に執行してください。
- (2) 都道府県及び市町村は、本事業とそれ以外の活動に係る経理を明確に区分しておく必要があり、本事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備えるとともに、この収入及び支出についての証拠書類及び関係資料を整理し、一定期間整備保管しておく必要があります。
- (3) 都道府県及び市町村は、交付金の経理状況を常に把握するとともに、交付金の使用に当たっては、公正かつ最小の費用で最大の効果が挙げられるように経費の効率的な使用に努めてください。

第14 事業成果等の報告及び公表

事業成果及び交付を受けた交付金の使用結果については、本事業終了後、交付要綱等に基づき必要な報告を行っていただきます。また、内閣府男女共同参画局は、あらかじめ都道府県にお知らせした上で、報告のあった事業成果を公表できるものとします。

別表 交付金の交付の対象となる経費

区 分	経 費
1 賃金	臨時に雇用される事務補助員等の賃金
2 報償費	謝金
3 旅費	普通旅費、委員等旅費
4 需用費	消耗品費、車輛燃料費、食糧費（会議で供する茶等とし、懇親会等における飲食費用は含まれない。）、印刷製本費等
5 役務費	通信運搬費、筆耕・翻訳費、広告料等
6 委託料	コンサルタント等の委託料
7 使用料及び賃借料	会場、貨客兼用自動車、事業用機械器具等の借料及び損料
8 備品購入費	施策の実施に最低限必要な事業用機械器具等の購入費（ただし、50万円未満のものに限る。）
9 報酬	相談員等の非常勤嘱託職員に係る経費（退職金、賞与その他の各種手当を除く。）
10 共済費等	共済組合負担金、社会保険料、損害保険料